

第2期米子市

子ども・子育て支援事業計画

安心して子どもを生き育てられ、子どもが心豊かに
のびのびと成長できるまち、
よなご



令和2年3月

米子市



ごあいさつ

我が国の少子化は、予想を上回るペースで進行しており、深刻さが増しています。本市においては、国のペースと比較すると緩やかではありますが、平成27年度以降、出生数及び子どもの人口は減少を続けており、令和元年の出生数は1256人と前年比4.9%の減少となっています。少子化の進行は、人口減少を通じて、社会全体に多大な影響を及ぼすことから、結婚、妊娠・出産、子育ての問題の重要性を改めて認識した上で、社会全体で取組の推進が図られています。

子ども・子育てをめぐるっては、仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感などの課題がありますが、安心して子育てできるよう、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が始まりました。本市でも「米子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもに質の高い幼児期の教育と必要な保育を提供すること、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指して取り組んできたところです。

このたび、平成27年度からの第1期計画の最終年度を迎えることから、一部の地域子ども・子育て支援事業についてはニーズ調査を実施し、子ども・子育て会議においてご意見をいただきながら、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

本計画の基本理念「安心して子どもを生み育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」の実現に向け、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことを重点目標とし、全ての子育て家庭が必要なときに必要とする支援につながることで、子育てすることに喜びを感じられるような環境を整えることで、よなごでの子育てが充実したものとなるよう取組を進めてまいります。

また、よなごの子どもたちが安心・安全なまちで、幸せに心豊かに成長するためには、地域や社会が、子どもや子育て家庭を優しく見守り、温かい手を差し伸べていただくなど、社会全体で子育てを応援することも重要であると考えております。引き続き、市民の皆様の子ども・子育てへのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、子ども・子育て会議の委員の皆様はじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

米子市長 伊木 隆司

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 第2期計画の策定体制と策定経過.....	2
5 計画の対象.....	3
第2章 計画期間において取り組む重点目標（計画の基本的な考え方）	4
1 基本理念.....	4
2 基本的な考え方.....	4
3 重点目標.....	4
4 重点目標に対する取組.....	4
5 重点目標の達成に向けた公立保育所の方向性.....	7
第3章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境	8
1 年齢3区分別人口、出生数の推移、就学前人口の推移.....	8
2 市内の幼稚園及び保育所の利用状況.....	10
3 第1期計画の実施状況.....	12
4 市民の子育て支援ニーズ.....	21
第4章 子育て支援事業に係る量の見込等	22
1 教育・保育提供区域の設定.....	22
2 幼児期の教育・保育.....	22
3 地域子ども・子育て支援事業.....	25
4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容.....	32
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	32
第5章 計画の推進	33
1 計画の推進主体と連携の強化.....	33
2 計画の進行管理.....	33
資料編	34
1 米子市子ども・子育て会議.....	34
2 ニーズ調査結果概要.....	39
3 教育・保育の量の見込み算出のための参考データ.....	48

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、急速に進行する少子化や都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中で、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指すこととしました。

平成27年度からこれらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始されるにあたり、市町村を実施主体として幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

米子市では、これまで次世代育成支援行動計画（後期計画）において、「安心して子どもを産み育てられ、子どもがいきいきと個性豊かに育つまちの実現」を基本理念とし、市民、関係機関・団体、行政など多様な主体が協働で子どもの成長過程を総合的に支援する施策を推進してきました。

この行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されたことから、新制度への移行後も、この基本理念を継承しつつ、これまでの取組を適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりの推進を目指します。

この計画は、5年を1期として、5年ごとに策定するものとされています。この度、令和元年度で「第1期計画」が最終年度を迎えることから、第1期計画を継承しつつ、引き続き計画的に施策を推進するため「第2期計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）に基づき、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援について、年度ごと、区域ごとのサービスの量の見込みと確保の方策を定める計画です。また、同時に次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画の後継として位置づけています。

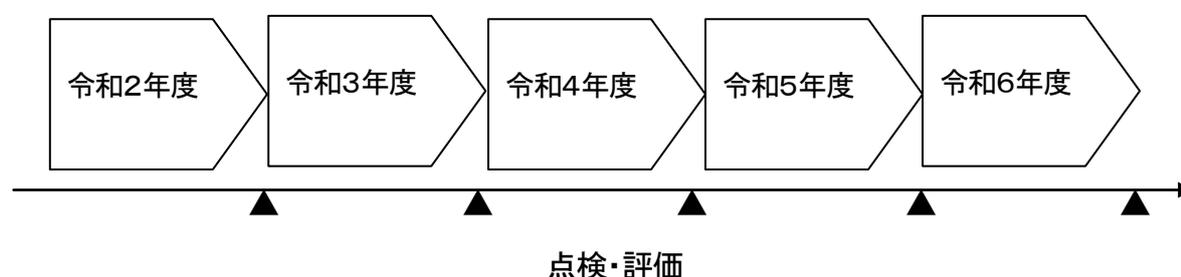
(2) 関連計画との関係

この計画は、母子保健や児童福祉、教育や労働等の子どもの育ちや子育て支援に関する様々な施策を推進するものであり、米子市総合計画をはじめ、市の関連する諸計画との整合性を図りながら作成しました。

3 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、5年ごとに策定されるものとされていることから、第2期計画として令和2年度から令和6年度を計画期間とします。

なお、本計画に基づく施策の進捗状況について、年度ごとに点検・評価を行います。



4 第2期計画の策定体制と策定経過

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、平成30年度及び令和元年度において、出生に伴い児童手当の手続きに来課する保護者並びに認可施設及び私学助成幼稚園の年長児の保護者2,571人を対象として、「一時預かり事業」、「地域子育て支援事業」及び「放課後児童健全育成事業」のニーズに係るアンケートを実施しました。

(2) 米子市子ども・子育て会議での審議

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、様々な検討を進めるため、学識経験者、公募市民、保護者代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「米子市子ども・子育て会議」において、計画の内容等について審議を行いました。

なお、本計画の改訂にあたっては、引き続き、本会議で内容等の審議を行います。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所等の窓口及びホームページで公表し、広く市民の方々から意見を聴取するパブリックコメントを実施し、計画策定に反映しました。

5 計画の対象

概ね18歳までの子どもをはじめ、その家族等を計画の対象とします。

第2章 計画期間において取り組む重点目標 (計画の基本的な考え方)

1 基本理念

**安心して子どもを生き育てられ、
子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、
よなご**

2 基本的な考え方

米子市の子ども・子育て施策に関する基本理念である「安心して子どもを生き育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」の実現に向け、子ども・子育て支援法に明記されているとおり、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭、地域等社会のあらゆる分野において各主体がその役割を果たしながら、相互に協力・支援をすることで一人ひとりの子どもが健やかに生活できる社会の実現を目指す。

3 重点目標

医療・保健・福祉・教育等、子どもを取り巻く関係機関同士が連携しながら、妊娠、出産、子育てと成長とともに変化する状況に寄り添う支援・相談体制を整備することで、妊娠期から学齢期にわたり切れ目なく子育て世代を支援することを重点目標とする。

4 重点目標に対する取組

(1) 切れ目ない支援体制の構築・運用

こども総合相談窓口の運営

- 全ての子どもと保護者に寄り添い支援する。
- 関係機関との連携をコーディネートする。

【主な取組】

- ・こども総合相談窓口での子育て相談の充実
- ・保健、医療、福祉、教育の関係機関との連絡調整の充実

幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の連携強化

- 情報交換の機会を設け、小学校への移行を支援する。
- 職員の交流によりお互いの環境ややり方に理解を深め、日々の教育・保育をすり合わせる。

【主な取組】

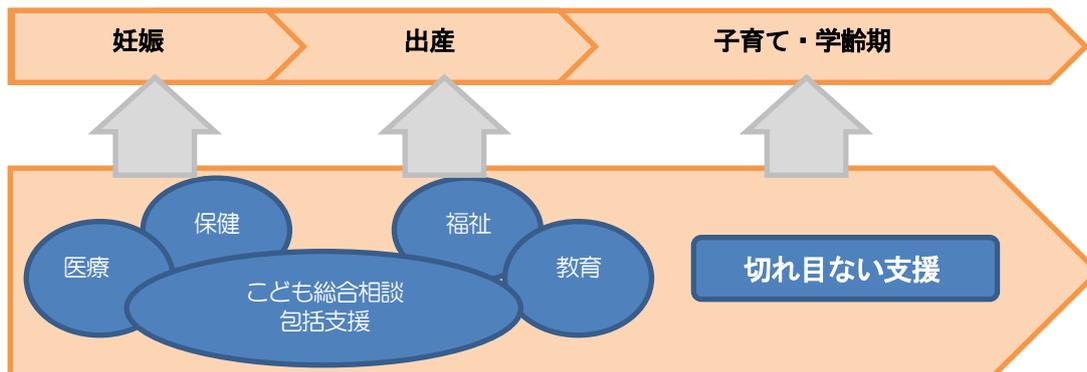
- ・保育施設等と小学校の間において、就学に係る情報共有を効率的、効果的に行うシステムを構築し、切れ目ない支援体制を整備する。
- ・保護者、保育施設等、教育関係機関などとの情報交換による引継体制の充実
- ・オープンスクールによる環境変化へスムーズに対応するための支援

子育て支援センターの充実

→地域の子育て支援の拠点として、子育てに関する相談・情報提供を行い、子育ての不安感・孤独感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、身近な地域での親子の交流を通して、子どもだけではなく、親も地域の支えを得ながら、安心して子育てができるよう整備を図る。

【主な取組】

- ・市全域において、身近な地域で子育て親子が支援を受けられるよう、施設を配置する。
- ・情報提供や保護者間の交流による子育て不安の解消
- ・親子で参加できるイベント・講習会開催による子育ての負担軽減



(2) 発達支援体制の強化

支援体制の構築

→乳児期から小・中学校・高校及び成人に至るまで、発達障がいをはじめ障がいのある子ども達への切れ目ない支援体制を構築する。

全員対象に5歳児健診

- 発達などで課題のある児童を、早期発見・早期支援する。就学を支援する。
- 5歳児健診後のフォロー体制の充実を図る。

専門職員の配置

- 発達支援員、臨床心理士、保健師及び教員を配置し、多様なニーズに対応する。
- 専門性の高い分野との連携を強化する。

【主な取組】

- ・5歳児健診や医療機関・保育施設等との連携による発達に課題のある児童の早期発見・早期支援
- ・5歳児健診実施後の保育士、臨床心理士及び教員等による相談支援体制の充実
- ・教育関係機関との連携、調整による、就学前後の支援体制の強化
- ・保育施設等への巡回相談、保護者からの個別相談、医師による発達相談、ペアレントトレーニング、就学相談、移行支援（入学前後の保護者、保育施設等、教育関係機関などへの支援）
- ・様々な障がいのある児童の特性に応じた支援

5 重点目標の達成に向けた公立保育所の方向性

重点目標の達成に向け、以下のとおり公立保育所を統合建替えすることで、機能強化し、子育て支援拠点として整備する。また、本市では、幼保連携型を基本としつつ、認定こども園の普及に努めていることから、統合建替え後の園については、幼保連携型認定こども園とし、幼児教育をより体系立てて実施することで、就学に向けて円滑な移行ができるよう取り組む。

○公立保育所建替えに係る個別構想

	公立保育園名	方向性	現在の定員	経年	付帯施設
統合園A	淀江保育園 宇田川保育園	公立統合存続	110 45	45 43	子育て支援センター 一時預かり
統合民営化	春日保育園	米子福祉会と統合 (巖保育園)	45	43	子育て支援センター
統合園B	西保育園 ねむの木保育園	公立統合存続	120 58	38 47	子育て支援センター 一時預かり
存続園C	東保育園	公立存続	120	40	子育て支援センター 一時預かり
統合園D	彦名保育園 富益保育園	公立統合存続	90 90	39 40	子育て支援センター
統合園E	あがた保育園 こたか保育園	公立統合存続	90 60	37 33	子育て支援センター
統合民営化	南保育園	米子福祉会と統合 (成実保育園)	90	41	—
統合民営化	崎津保育園 小嶋保育園	米子福祉会と統合 (和田保育園)	90 90	42 48	—

※統合民営化については、米子福祉会と協議を進めていく。

※経年（経過年数）は、平成31年4月1日現在

○建替え後の公立園（認定こども園）

定 員 : 120~150人規模
 面 積 : 1,500㎡程度（付帯施設を含む）
 開所時期 : 令和4年度から毎年1園

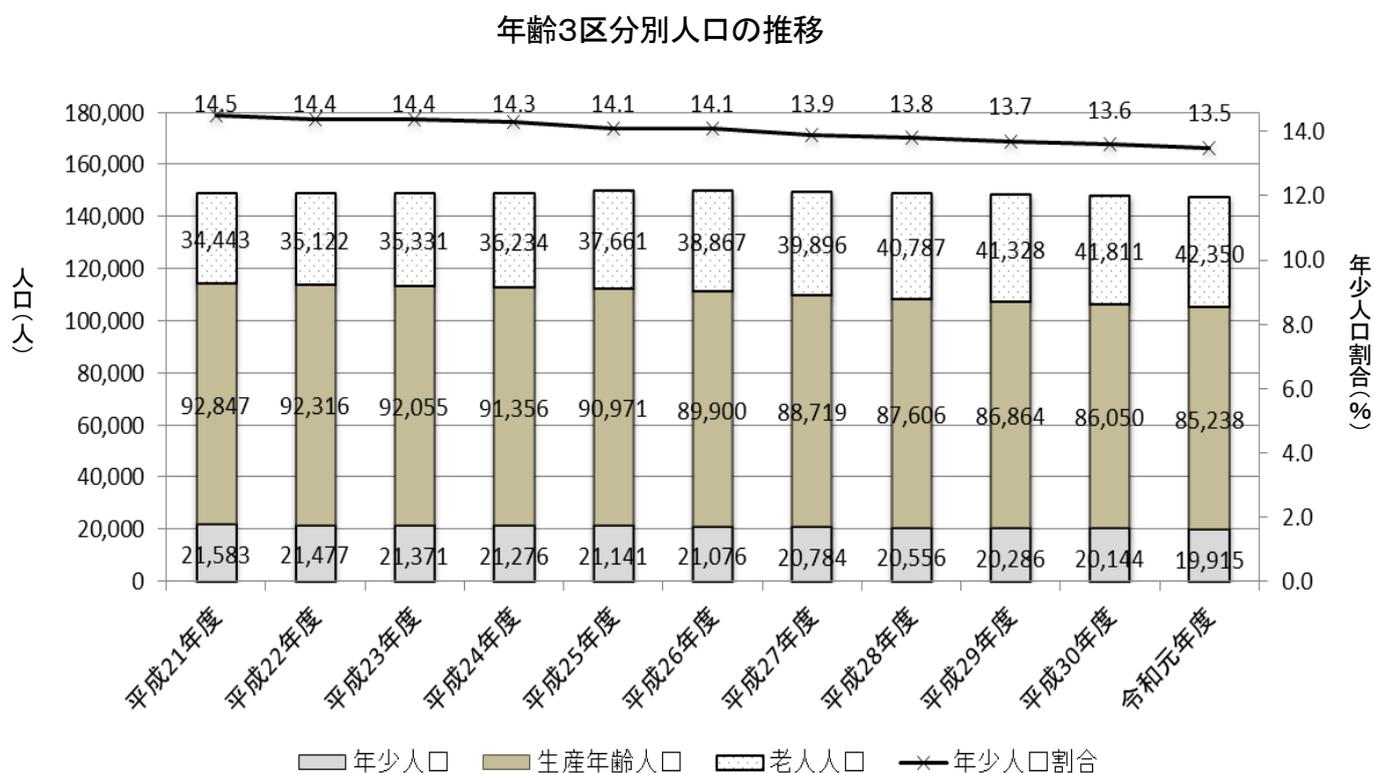
今後、統廃合を含めた公立保育所の建替えの構想については、老朽化の状況等を考慮し、総合的に検討し、かつ、関係保護者、保育需要、民間事業者の動向、整備の緊急性等勘案したうえで随時柔軟な見直しを行いながら進めていくこととする。

第3章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 年齢3区分別人口、出生数の推移、就学前人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

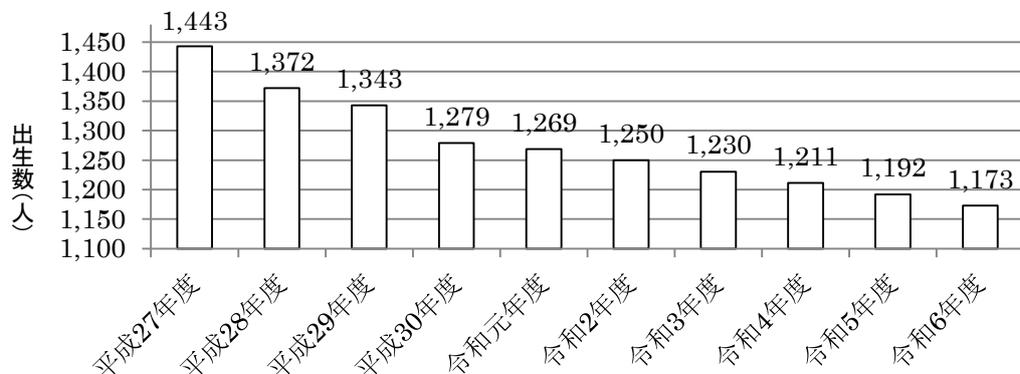
本市の人口は、平成26年度までは概ね増加傾向で推移していましたが、平成27年度以降減少傾向にあり、年少人口の割合も減少傾向です。



※ 各年4月1日現在。住民基本台帳データ。

(2) 出生数の推移

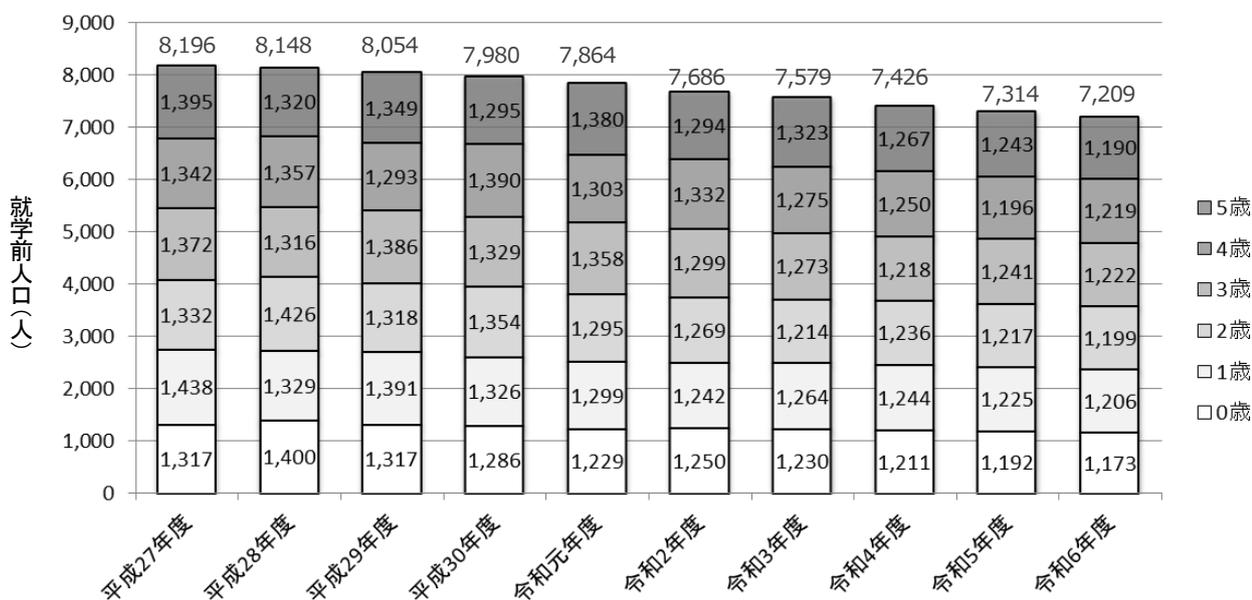
本市の出生数の推移をみると、平成27年度以降減少し、平成30年度には1,279人となり、今後においても減少傾向で推移することが見込まれます。



※ 令和元年度以降は推計値。

(3) 就学前人口の推移

本市の就学前人口の年齢別推移をみると、平成27年度以降減少しており、令和2年度以降も減少傾向で推移することが見込まれます。



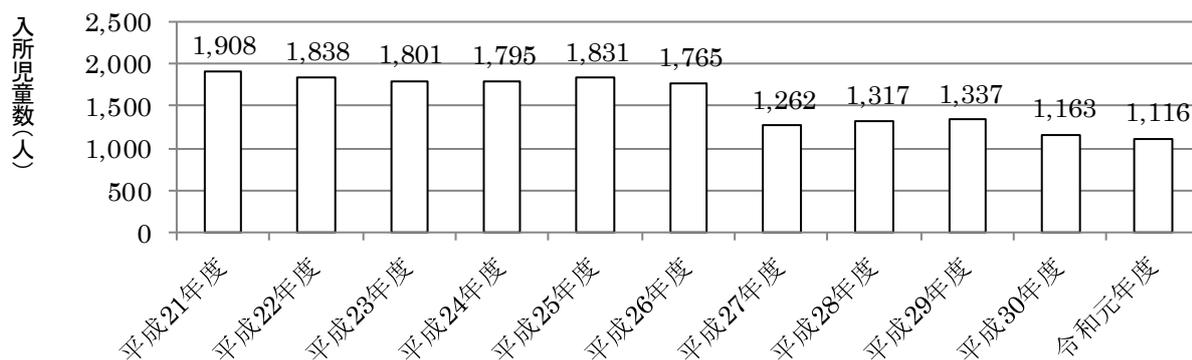
※ 各年4月1日現在。住民基本台帳データ。令和元年度までは実績値。令和2年度以降は推計値。なお、0歳児の令和2年度以降の人口推計は、出生数の推計値。令和2年度以降の1～5歳の人口推計はコーホート変化率法による推計。

2 市内の幼稚園及び保育所の利用状況

本市の幼稚園及び保育所の設置状況は、令和元年度において、幼稚園が7施設（すべて私立）、定員数1,530人、入所児童数1,116人、認可保育所が66施設（公立保育所14施設、私立保育所26施設、認定こども園8施設、地域型保育事業所18施設。）、定員数5,160人、入所児童数4,743人となっています。

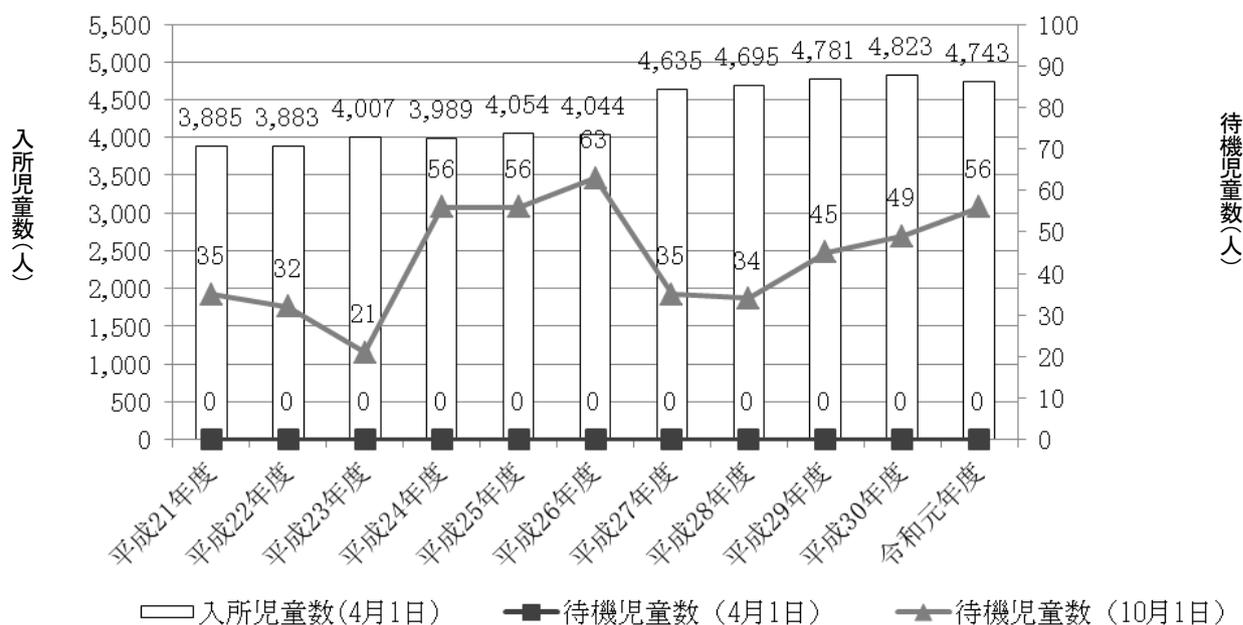
利用状況については、次のとおりです。

(1) 幼稚園の利用状況



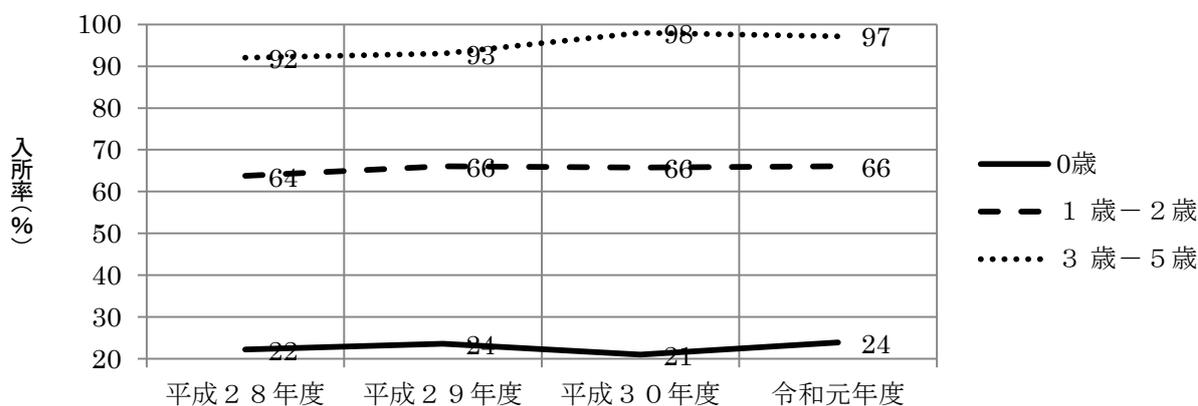
※ 各年5月1日現在。

(2) 保育所等(保育所・認定こども園・地域型保育事業所)の利用状況



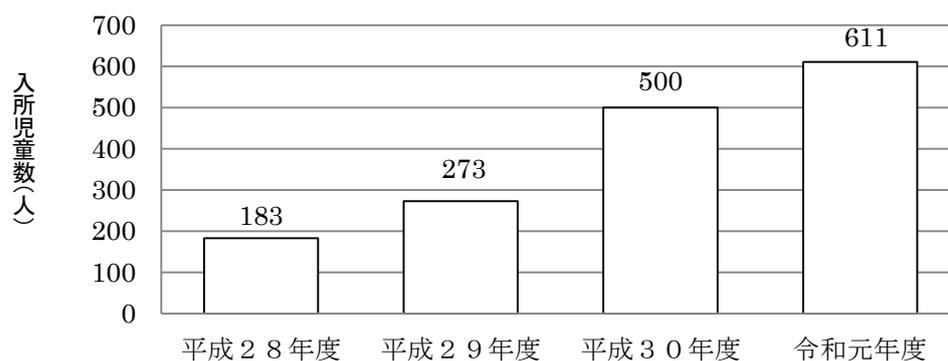
※平成29年度から待機児童の定義の変更あり（復職の意思があると確認できた育児休業者の子は待機児童に含めると規定）

(3) 特定教育・保育施設等(幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所)の入所率



※ 各年4月1日現在。届出保育施設は含まない。

(4) 届出保育施設の利用状況



※ 平成28年度は12月1日、平成29年度は10月1日、平成30年度は11月1日現在、令和元年度は見込。

3 第1期計画の実施状況

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標と設定し、整備を進めてきました。また、平成29年度には、本市の女性の就業率や保育所等の入所児童数の伸び、過去2年間の実績等を勘案し、計画数値との乖離状況を踏まえ、教育・保育の量の見込みについて計画の中間見直しを行いました。

(1) 幼児期の学校教育・保育の量について

(人)

全域			1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号	
H27	計画値	量の見込み	1,056	735	2,149	2,233	
		確保の内容	特定教育・保育施設	2,525		2,430	1,778
			特定地域型保育事業				76
	事業所内保育施設等				107	163	
	実績 (利用定員)	特定教育・保育施設	2,574		2,426	1,699	
		特定地域型保育事業				58	
事業所内保育施設等				79	113		
H28	計画値	量の見込み	1,026	714	2,088	2,301	
		確保の内容	特定教育・保育施設	2,525		2,429	1,859
			特定地域型保育事業				95
	事業所内保育施設等				107	163	
	実績 (利用定員)	特定教育・保育施設	2,574		2,426	1,753	
		特定地域型保育事業				148	
事業所内保育施設等				76	116		
H29	計画値	量の見込み	1,056	735	2,149	2,249	
		確保の内容	特定教育・保育施設	2,525		2,447	1,991
			特定地域型保育事業				95
	事業所内保育施設等				107	163	
	実績 (利用定員)	特定教育・保育施設	2,583		2,405	1,724	
		特定地域型保育事業				349	
事業所内保育施設等				65	137		
H30	計画値	量の見込み	845	588	2,415	2,230	
		確保の内容	特定教育・保育施設	2,377		2,496	1,822
			特定地域型保育事業				335
	事業所内保育施設等						
	実績 (利用定員)	特定教育・保育施設	2,238		2,558	1,785	
		特定地域型保育事業				356	
事業所内保育施設等							

全域			1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号	
R1	計画値	量の見込み	850	592	2,431	2,167	
		確保の内容	特定教育・保育施設	2,382		2,511	1,867
			特定地域型保育事業				335
			事業所内保育施設等				

評価及び課題等

既存保育所の改築に合わせ低年齢児受入枠の拡大、小規模保育事業所及び認定こども園の新規開設により受け皿を拡大しました。しかし、0歳から2歳児の3号認定の受入れ枠は、依然として不足しているため、今後も拡大を図る必要があります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

○子育て利用者支援に関する事業（利用者支援）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

(設置ヶ所数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	確保方策	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
実績値		0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

評価及び課題等

妊産婦、子どもとその家族や関係者を対象とし、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うことを目的に、平成30年度から実施。

利用者に寄り添った切れ目ない支援を行うため、教育・医療・保健・福祉等、関係部局とさらなる連携を深め、多様なニーズへの対応に努めます。

○時間外保育事業

保護者の就労状況等により、通常の利用時間を延長して保育を実施する事業。

(実利用人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,700人	2,695人	2,707人	2,689人	2,699人
	確保方策	2,700人	2,695人	2,707人	2,689人	2,699人
実績値		1,536人	1,617人	2,209人	2,091人	

評価及び課題等

全園で実施しており、希望する園児は利用できる状態にあります。

○放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、子どもたちの健全な育成を図る事業。

(利用定員)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,284人	2,284人	2,256人	2,259人	2,260人
	確保方策	1,430人	1,830人	2,256人	2,259人	2,260人
実績値		1,545人	1,577人	1,696人	1,793人	

評価及び課題等

公立施設（なかよし学級）での受入れ枠拡大及び民間施設の新規開設により、受け皿が増えました。しかし、受け皿は増えたものの地域によっては、依然として待機児童が発生しており、民間施設等の受入れ枠拡大及び公立施設の定員拡大について検討していく必要があります。

○子育て短期支援事業

・短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者が疾病等の社会的事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等において児童の養育を行う事業。

(延利用者数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	223人	223人	223人	223人	223人
	確保方策	223人	223人	223人	223人	223人
実績値		224人	180人	103人	154人	

評価及び課題等

利用が必要な児童について、ほぼ受入れ可能な体制を整えています。

・夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難になった場合に児童養護施設等において児童の養育を行う事業。

（延利用者数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績値	—	—	—	3人

評価及び課題等

平成30年度から実施。利用が必要な児童について、ほぼ受入れ可能な体制を整えています。

○地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所（子育て支援センター）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業。

（延利用者数）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	43,558人	43,558人	43,558人	43,558人	43,558人
	確保方策	43,558人	43,558人	43,558人	43,558人	43,558人
実績値		45,260人	47,360人	47,887人	43,463人	

評価及び課題等

平成30年度の利用者数は大幅に減となりました。これは低年齢児の保育所等への入所希望が増加傾向にあることにより、利用者数が減少しているものと考えられます。

引き続き、利用者のニーズを把握しながら、地域偏在性を解消するため、市内各所への配置について検討する必要があります。

○乳児全戸訪問事業

生後4ヶ月頃までの乳児のいる全ての家庭を対象に訪問することにより、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握、子育てについての相談を行い、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業。

(訪問数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,429人	1,406人	1,380人	1,361人	1,338人
	確保方策	1,429人	1,406人	1,380人	1,361人	1,338人
実績値		1,415人	1,370人	1,355人	1,295人	

評価及び課題等

出生した乳児の家庭を保健師等が訪問しています。また、里帰り、入院等の理由で訪問できない場合も、電話等ですべての乳児の把握に努めています。

○養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

出産間もない時期や様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師、助産師、及び保育士等が定期的に訪問し、育児に関する技術指導、養育者の精神的サポートを行うことにより、養育上の諸問題の解決・軽減を図るとともに、家庭において安定した養育が可能となるよう支援する事業。

(延訪問件数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	129人	129人	129人	129人	129人
		344件	344件	344件	344件	344件
	確保方策	344件	344件	344件	344件	344件
実績値		468件	987件	508件	436件	

評価及び課題等

それぞれの家庭の状況に応じた訪問支援を適切に行っています。

○一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

（延利用者数）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,135人	2,074人	2,135人	2,141人	2,192人
	確保方策	77,468人	77,468人	77,468人	77,468人	77,468人
実績値		59,675人	58,163人	65,494人	66,000人	

評価及び課題等

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）を全園で実施しており、希望する園児は利用できる状態にあります。

② 保育所での一時預かり

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

（延利用者数）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	15,916人	15,939人	15,962人	15,834人	15,848人
	確保方策	11,700人	13,500人	15,962人	15,834人	15,848人
実績値		5,812人	5,102人	3,689人	3,018人	

評価及び課題等

教育・保育施設の整備が進み、保育所等への入所がしやすくなったことで一時預かりの利用希望が減少していると考えています。また、保育士確保が難しく、不定期の利用者に対応する実施施設数が減少していることも要因の一つと認識しています。

利用者のニーズを把握し、拡充について検討を進めていきたいと考えています。

○病児・病後児保育

病中又は病気回復期の子どもを保護者の勤務の都合により家庭での保育が困難な場合に、医療機関等に併設した施設で一時的に保育等を実施する事業。

(延利用人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	8,747人	8,728人	8,769人	8,710人	8,742人
	確保方策	5,400人	7,200人	8,769人	8,710人	8,742人
実績値		2,384人	2,692人	3,452人	3,109人	

評価及び課題等

病気の流行期と非流行期で利用ニーズの変動が激しい事業です。

○ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

(延活動件数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,476件	2,476件	2,476件	2,476件	2,476件
	確保方策	2,476件	2,476件	2,476件	2,476件	2,476件
実績値		2,642件	2,660件	1,745件	2,158件	

評価及び課題等

安定的に事業を実施するため、利用会員の依頼に対応できるだけの援助会員の確保が課題となっています。

教育・保育施設の整備が進み、一時預かり同様、通常の入所がしやすくなったことでニーズが減少している部分もあると推測されます。

○妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦にする健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

(延受診回数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	17,426回	17,145回	16,828回	16,597回	16,316回
	確保方策	17,426回	17,145回	16,828回	16,597回	16,316回
実績値		18,939回	17,610回	17,595回	16,879回	

評価及び課題等

対象者全員が受けていただける体制を整えています。

4 市民の子育て支援ニーズ

一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び放課後児童健全育成事業に係る計画策定のための基礎資料として、子ども・子育てに関する生活実態やご要望などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査の概要と主なニーズ結果は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

○調査対象

①保育所での一時預かり及び地域子育て支援拠点事業に係るアンケート

- ・調査対象者 出生に伴い児童手当の手続きに来課する保護者及び米子市役所職員
- ・調査期間 平成30年11月1日から令和元年5月31日
- ・配布＝回収状況 414件

②放課後児童健全育成事業に係るアンケート

- ・調査対象者 認可施設及び私学助成幼稚園の年長児の保護者
- ・平成31年2月及び令和元年6月
- ・配布及び回収状況

	配布数	回収数	回収率
平成30年度	1,268 票	927 票	73.1%
令和元年度	1,303 票	991 票	76.0%
合計	2,571 票	1,918 票	74.6%

(2) 主なニーズ結果

- ・いつから幼稚園・保育園などに入園・入所を希望するかについては、1歳半までに希望される方が74.8%、3歳以下までの希望は96.5%と、年少児までに入園・入所を希望する家庭が多い。
- ・一時預かり事業の利用意向については、利用希望者が40.6%、そのうち月1～2回の利用希望者が56.5%。地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用意向については、利用希望者が53%、そのうち月1～2回の利用希望者が54.2%。
- ・小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所については、低学年は「放課後児童クラブ」(53.6%)、「自宅」(46.3%)、「習い事」(23.9%)が上位回答。また、高学年では「自宅」(70.7%)、「習い事」(36.9%)、「放課後児童クラブ」(23.9%)が上位回答となっており、低学年、高学年ともに、「放課後児童クラブ」が上位回答にあげられています。

第4章 子育て支援事業に係る量の見込み等

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定します。本市では、市内での容易な移動が可能なことから、全体で1区域とします。

2 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

本市に居住する子どもについて、「認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（家庭的保育事業）、届出保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

○保育の必要性の認定区分

認定区分	対 象	利用先
1号認定	子どもが満3歳以上で教育を希望する場合 (法19条1項1号)	・幼稚園（新制度） ・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で保育を希望する場合（保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合） (法19条1項2号)	・保育所 ・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で保育を希望する場合（保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合） (法19条1項3号)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業

教育・保育および地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制の確保」

表 教育・保育の量の見込み（ニーズ量） (人)

認定区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	669	660	637	627	619
2号認定	3,212	3,167	3,055	3,011	2,971
3号認定	2,388	2,355	2,348	2,312	2,277

○「教育・保育の量の見込み」の算出方法

【推計児童数】×【支給認定割合】を基本に算出しています。0歳児の途中入所が多いこ

と、女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加など、諸状況を踏まえ、必要な補正を行っています。

【推計児童数】過去2、3年の年齢ごとの変化率を基に算出しました。

【支給認定割合】本市における平成31年4月1日時点の支給認定割合（1号、2号、3号認定）の実績値を基本としています。

（２）提供体制の確保の内容及びその実施時期

①設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

②教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定

計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

※届出保育施設については、本市では運営支援を行う計画がなく確保の内容には計上できないため、確保の内容には含めず記載しています。

表 各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策 (人)

全域			1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号			
						0歳	1・2歳		
R 2	① 量の見込み		669	557	2,655	597	1,791		
	確保の内容	特定教育・ 保育施設等	保育所			1,920	255	1,065	
			認定こども園			437	657	95	368
			幼稚園			1,530			
		特定地域型保育事業					109	216	
	小計			1,967	2,577	459	1,649		
	届出保育施設					406	140	340	
			企業主導型保育施設			345	100	236	
			その他			61	40	104	
	② 合計			1,967	2,983	599	1,989		
過不足(②-①)				741	328	2	198		
R 3	① 量の見込み		660	549	2,618	587	1,768		
	確保の内容	特定教育・ 保育施設等	保育所			1,920	255	1,065	
			認定こども園			437	657	95	368
			幼稚園			1,530			
		特定地域型保育事業					109	216	
	小計			1,967	2,577	459	1,649		
	届出保育施設					406	140	340	
			企業主導型保育施設			345	100	236	
			その他			61	40	104	
	② 合計			1,967	2,983	599	1,989		
過不足(②-①)				758	365	12	221		

全域			1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号			
						0歳	1・2歳		
R 4	① 量の見込み		637	529	2,526	578	1,770		
	確保の内容	特定教育・ 保育施設等	保育所			1,920	255	1,065	
			認定こども園			437	657	95	368
			幼稚園			1,530			
		特定地域型保育事業					109	216	
	小計			1,967	2,577	459	1,649		
	届出保育施設					406	140	340	
		企業主導型保育施設				345	100	236	
		その他				61	40	104	
	② 合計			1,967	2,983	599	1,989		
過不足(②-①)				801	457	21	219		
R 5	① 量の見込み		627	522	2,489	569	1,743		
	確保の内容	特定教育・ 保育施設等	保育所			1,920	255	1,065	
			認定こども園			437	657	95	368
			幼稚園			1,530			
		特定地域型保育事業					109	216	
	小計			1,967	2,577	459	1,649		
	届出保育施設					406	140	340	
		企業主導型保育施設				345	100	236	
		その他				61	40	104	
	② 合計			1,967	2,983	599	1,989		
過不足(②-①)				818	494	30	246		
R 6	① 量の見込み		619	515	2,456	561	1,716		
	確保の内容	特定教育・ 保育施設等	保育所			1,920	255	1,065	
			認定こども園			437	657	95	368
			幼稚園			1,530			
		特定地域型保育事業					109	216	
	小計			1,967	2,577	459	1,649		
	届出保育施設					406	140	340	
		企業主導型保育施設				345	100	236	
		その他				61	40	104	
	② 合計			1,967	2,983	599	1,989		
過不足(②-①)				833	527	38	273		

3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「利用希望」や「現在の利用状況」を踏まえて設定します。

(1) 子育て利用者支援に関する事業（利用者支援）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置数	—	—	—	1カ所	1カ所

【量の見込みと確保方策】

(設置数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
確保方策	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

※「量の見込み」については、これまでの実績で算出。

※「確保方策」については、「こども総合相談窓口」において、利用者支援を適切に行えていることから、「量の見込み」と同数とします。

(2) 時間外保育事業

保護者の就労状況等により、通常の利用時間を延長して保育を実施します。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用人数	1,536人	1,617人	2,209人	2,091人

【量の見込みと確保方策】

(実利用人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人
確保方策	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人

※「量の見込み」については、これまでの実績を勘案し算出。

※「確保方策」については、希望する方は利用できる状況にあるため、「量の見込み」と同数とします。

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、子どもたちの健全な育成を図ります。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用定員	1,545人	1,577人	1,696人	1,793人

【量の見込みと確保方策】

(利用定員)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,014人	2,994人	2,986人	2,943人	2,898人
確保方策	1,930人	2,330人	2,530人	2,730人	2,898人

※「量の見込み」については、ニーズ調査からの見込み。少子化による児童数減少を反映。

※「確保方策」については、毎年、民間放課後児童クラブの新規開設を中心に定員増を図るとともに、なかよし学級の充実により定員増を図ります。そのほか、放課後子ども教室の取り組みを広げることで、比較的早い時間で帰宅する児童の放課後児童クラブ利用希望のニーズを放課後子ども教室において対応します。高学年となれば、保護者の意向のみではなく、児童の意向が利用状況に影響するようになり、授業終了が遅くなること、委員会活動、習い事やスポーツ活動などにより、放課後の過ごし方が変わってきます。中間見直し時期には実績を勘案しながら確保方策を調整していきます。

(4) 子育て短期支援事業

① 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が疾病等の社会的事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等において児童の養育を行います。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延利用日数	224人	180人	103人	154人

【量の見込みと確保方策】

(延利用日数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	224人	224人	224人	224人	224人
確保方策	224人	224人	224人	224人	224人

※「量の見込み」については、過去5年の実績の最大値から算出。

※「確保方策」については、委託先3箇所で実施します。現状利用希望を断るケースはほとんど無く、供給は需要を満たしているため、「量の見込み」と同数とします。

②夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難になった場合に児童養護施設等において児童の養育を行います。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度見込
延利用日数	—	—	—	3人	28人

【量の見込みと確保方策】

(延利用日数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
確保方策	30人	30人	30人	30人	30人

※「量の見込み」については、過去の実績値から算出（平成30年度から開始しているため主に令和元年度の見込みから参考）。

※「確保方策」については、委託先2箇所で実施します。現状利用希望を断るケースはほとんど無く、供給は需要を満たしているため、量の見込みと同程度とします。

(5)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所（子育て支援センター）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延利用者数	45,260人	47,360人	47,887人	43,463人

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	47,600人	46,800人	46,100人	45,400人	44,700人
確保方策	47,600人	46,800人	46,100人	45,400人	44,700人

※「量の見込み」については、ニーズ調査の推計値及び人口の推移から見込を算出。

※「確保方策」については、希望する方は利用できる状況にあるため、「量の見込み」と同数とします。

(6) 乳児全戸訪問事業

生後4ヶ月ごろまでの乳児のいる全ての家庭を対象に訪問することにより、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握、子育てについての相談を行い、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問数	1,415人	1,370人	1,355人	1,295件

【量の見込みと確保方策】

(訪問数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,288人	1,267人	1,247人	1,228人	1,208人
確保方策	1,288人	1,267人	1,247人	1,228人	1,208人

※「量の見込み」については、人口推移をもとに推計値を算出。

※「確保方策」については、本事業は、原則1回の訪問とすることから「量の見込み」と同数とします。

(7) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

出産間もない時期や様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師、助産師、及び保育士等が定期的に訪問し、育児に関する技術指導、養育者の精神的サポートを行うことにより、養育上の諸問題の解決・軽減を図るとともに、家庭において安定した養育が可能となるよう支援します。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実対象人数	84人	102人	97人	79人
年間訪問件数	468件	987件	508件	436件

【量の見込みと確保方策】

(延訪問数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	90人 600件	90人 600件	90人 600件	90人 600件	90人 600件
確保方策	600件	600件	600件	600件	600件

※「量の見込み」については、過去4年の実績の平均値から算出。

※「確保方策」については、それぞれの家庭の状況に応じた訪問支援を適切に行っていることから「量の見込み」と同数とします。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延利用者数	59,675人	58,163人	65,494人	66,000人

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	67,000人	67,000人	67,000人	67,000人	67,000人
確保方策	67,000人	67,000人	67,000人	67,000人	67,000人

※「量の見込み」については、これまでの実績をベースとした上で、令和2年度に認定こども園が2園増加するため1号認定者の預かり保育の実績増加を1,000件程度と見込む。

※「確保方策」については、希望する方は利用できる状況にあるため、量の見込みと同数とします。

②保育所での一時預かり

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用者数	5,812 人	5,102 人	3,689 人	3,018 人

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	13,100 人	12,900 人	12,700 人	12,500 人	12,300 人
確保方策	6,000 人	7,000 人	8,000 人	10,000 人	12,300 人

※「量の見込み」については、ニーズ調査及び人口の推移から見込を算出。

※「確保方策」については、すでにある確保内容としては 5,000 程度ありますが、保育士不足の背景や定期利用できる保育所等の充実から、実際利用する児童の数は、最近の利用実績では減少傾向が続いています。半面、企業主導型保育での一時預かり枠が増加しています。米子市の特別保育で実施している一時預かりへのニーズや、利用実績の推移を注視して確保方策を調整していきます。

(9) 病児・病後児保育

病中又は病気回復期の子どもを保護者の勤務の都合により家庭での保育が困難な場合に、医療機関等に併設した施設で一時的に保育等を実施します。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用者数	2,384 人	2,692 人	3,452 人	3,109 人

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2,840 人				
確保方策	2,840 人				

※「量の見込み」については、過去 5 年の最大実績値を勘案し算出。

※「確保方策」については、病気の流行期と非流行期で利用ニーズの変動が激しいことから、「量の見込み」と同数とします。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延活動件数	2,642件	2,660件	1,745件	2,158件

【量の見込みと確保方策】

(延活動件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,200件	2,200件	2,200件	2,200件	2,200件
確保方策	2,200件	2,200件	2,200件	2,200件	2,200件

※「量の見込み」については、これまでの実績を勘案し算出。

※「確保方策」については、利用希望を断るケースはほとんどなく、供給は需要を満たしているため、「量の見込み」と同程度とします。

(11) 妊婦健診

妊婦の健康な保持及び増進を図るため、妊婦にする健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延受診回数	18,939回	17,610回	17,595回	16,879回

【量の見込みと確保方策】

(延受診回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16,500回	16,236回	15,984回	15,732回	15,480回
確保方策	16,500回	16,236回	15,984回	15,732回	15,480回

※「量の見込み」については、交付者数の実績からの推計値を算出し、当該交付者数に平均受診回数を乗じて算出。

※「確保方策」については、対象者全員が受診できる体制を整えていることから「量の見込み」と同数とします。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得状況その他の事情を勘案して、新制度に移行していない幼稚園の園児の保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）の費用を助成します。

【量の見込みと確保方策】

(対象者数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	220	215	210	205	200
確保方策	220	215	210	205	200

※「量の見込み」については、対象者数の見込みの最大値及び子どもの数の減少傾向から算出。

※「確保方策」については、対象者数に応じて給付できるよう実施します。

4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

また、認定こども園は地域における子育て支援の役割を担っているため、すべての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う観点からも、子育て支援のための地域拠点施設として、利用者の利便性の向上につながります。

本市では、幼保連携型を基本としつつ、認定こども園の普及に努め、新設やその他の既存の幼稚園及び保育所の認定こども園への移行を促進します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付を実施します。

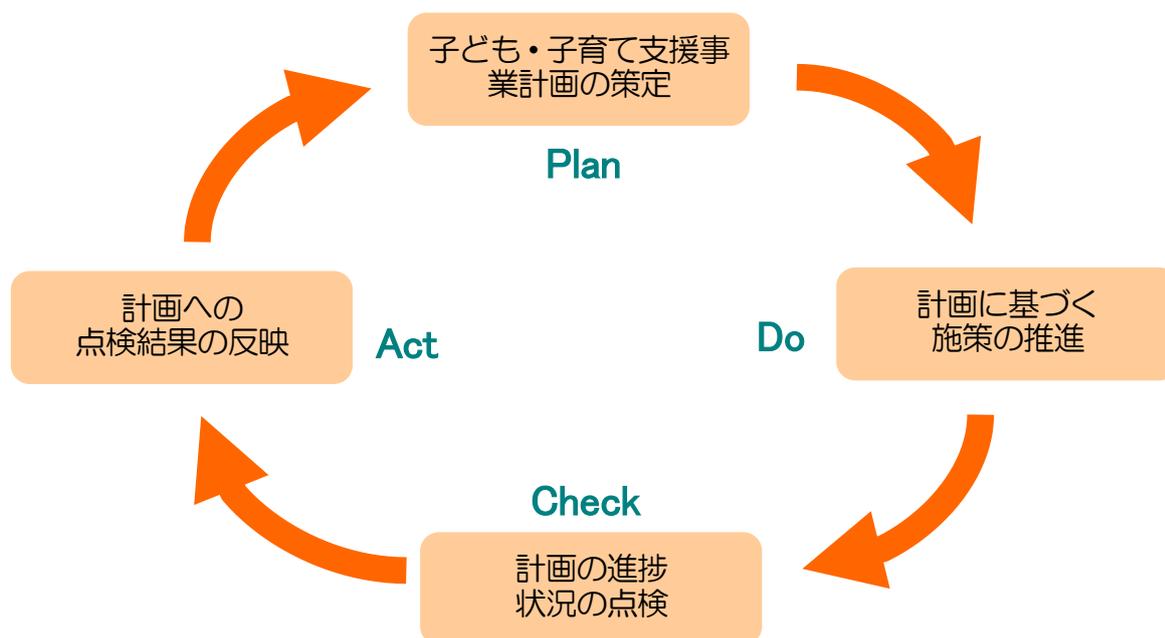
第5章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげます。



資料編

1 米子市子ども・子育て会議

(1) 審議内容

	開催日	内容等
第1回	平成 25 年 10 月 29 日	1 子ども・子育て支援事業計画のイメージについて 2 次世代育成支援行動計画との関係について 3 任意記載事項について
第2回	平成 26 年 1 月 29 日	1 教育・保育提供区域の設定について 2 任意記載事項について
第3回	平成 26 年 3 月 26 日	1 教育・保育及び地域子育て支援事業の需要量の見込みについて
第4回	平成 26 年 7 月 1 日	1 子ども・子育て支援新制度に係る各種基準について
第5回	平成 26 年 8 月 11 日	1 子ども・子育て支援新制度における各種基準のパブリックコメントの結果について 2 「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」について 3 「米子市子ども・子育て支援事業計画」の骨子(案)について
第6回	平成 26 年 10 月 1 日	1 放課後児童健全育成事業の基準について 2 「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」について
第7回	平成 26 年 10 月 31 日	1 放課後児童健全育成事業の基準について 2 「米子市子ども・子育て支援事業計画」の骨子(案)について
第8回	平成 26 年 11 月 19 日	1 「米子市子ども・子育て支援事業計画」の骨子(案)について
第9回	平成 27 年 1 月 8 日	1 「米子市子ども・子育て支援事業計画」の素案について
第10回	平成 27 年 2 月 20 日	1 「米子市子ども・子育て支援事業計画(案)」のパブリックコメントの結果について 2 教育・保育施設及び地域型保育事業の認可について 3 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認について
第11回	平成 27 年 5 月 29 日	1 新規事業所の認可及び確認について
第12回	平成 27 年 10 月 27 日	1 米子市次世代育成支援行動計画後期計画の総括について 2 新規事業所の認可及び確認について

	開催日	内容等
第13回	平成28年2月29日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 米子市における子育て支援の課題について
第14回	平成28年4月11日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 今後のスケジュールについて
第15回	平成28年7月27日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 平成27年度米子市子ども・子育て支援事業計画実施状況について 3 保育士等の配置基準の弾力化について 4 公立保育所の統廃合及び民営化について
第16回	平成29年2月8日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて 3 二市連携ICT活用保育事業について 4 在宅育児世帯への経済的支援について
第17回	平成29年3月28日	1 二市連携ICT活用保育事業について 2 在宅育児世帯への経済的支援について
第18回	平成29年6月6日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 平成28年度米子市子ども・子育て支援事業計画実施状況について 3 米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
第19回	平成29年8月1日	1 米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて 2 幼稚園の認定こども園移行について
第20回	平成30年2月5日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し(案)について
第21回	平成30年3月22日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 米子市子ども・子育て支援事業計画第2期計画について 3 平成30年度子ども・子育て支援の施策について
第22回	平成30年6月7日	1 平成29年度米子市子ども・子育て支援事業計画実施状況について 2 米子市子ども・子育て支援事業計画第2期計画について 3 保育士等の配置基準の弾力化について 4 公立保育所のあり方について
第23回	平成30年8月27日	1 米子市子ども・子育て支援事業計画第2期計画ニーズ調査について 2 米子市子ども・子育て支援事業計画に係る任意記載事項の改訂について
第24回	平成30年12月13日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 保育士の配置基準の弾力化について 3 米子市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

	開催日	内容等
第25回	平成31年2月19日	1 新規事業所等の許可および確認について 2 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数について
第26回	令和元年5月29日	1 平成30年度米子市子ども・子育て支援事業計画実施状況について 2 米子市5歳児健康診査(5歳児よなごっ子健診)について(平成30年度事業報告) 3 新規事業所等の認可及び確認について
第27回	令和元年7月30日	1 米子市子ども・子育て支援事業計画第2期計画について 2 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準について
第28回	令和元年9月17日	1 令和元年度 特定子ども・子育て支援施設等の確認について 2 米子市子ども・子育て支援事業計画第2期計画について
第29回	令和元年11月14日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 米子市子ども・子育て支援事業計画第2期計画について
第30回	令和2年2月6日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 米子市子ども・子育て支援事業計画第2期計画について 3 保育士の配置基準の弾力化について

(2) 米子市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年3月時点

区 分		団体名等	氏 名
1号	保護者	米子市私立幼稚園・認定こども園 PTA連合会	藤 戸 将
		社会福祉法人ひばり保育会 ひばり保育園保護者会	森 田 いづみ
		米子市西保育園保護者会	草 分 紀 吉
		一般公募	藤 吉 航 介
2号	事業者	鳥取県子ども家庭育み協会 米子地区連絡会	佐藤 比登志
		米子市私立幼稚園・認定こども園協会	佐 藤 康 広
		認定こども園 米子ナーサリー・スクール	三 島 純 子
3号	学識経験のある者	鳥取短期大学 幼児教育保育学科教授	齊 木 恭 子
		社会福祉法人尚徳福祉会	谷 本 要
4号	行政関係者	鳥取県西部総合事務所 福祉保健局副局長	高 田 治 美

(3) 米子市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、米子市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子育て会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取等の要求)

第5条 子育て会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

2 ニーズ調査結果概要

I 調査概要

I-1 調査の目的

本アンケート調査は、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び放課後児童健全育成事業に係る計画策定のための基礎資料として、子ども・子育てに関する生活実態やご要望などを把握することを目的に実施したものです。

I-2 調査の概要

○調査対象

①保育所での一時預かり及び地域子育て支援拠点事業に係るアンケート

- ・調査対象者 出生に伴い児童手当の手続きに来課する保護者及び米子市役所職員
- ・調査期間 平成30年11月1日から令和元年5月31日
- ・配布＝回収状況 414件

②放課後児童健全育成事業に係るアンケート

- ・調査対象者 認可施設及び私学助成幼稚園の年長児の保護者
- ・平成31年2月及び令和元年6月
- ・配布及び回収状況

	配布数	回収数	回収率
平成30年度	1,268票	927票	73.1%
令和元年度	1,303票	991票	76.0%
合計	2,571票	1,918票	74.6%

I-3 留意点

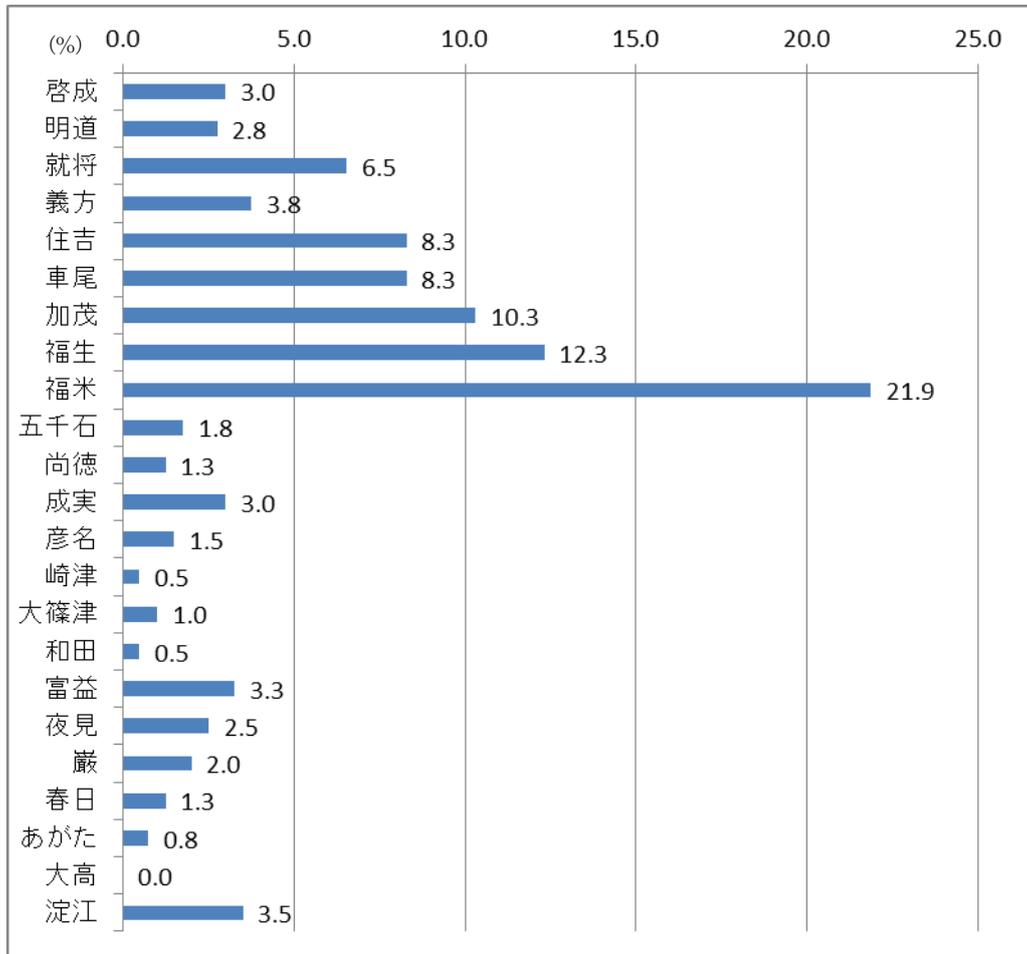
- ① 比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合があります。
- ② 基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- ③ 質問の終わりに【複数回答】とある間は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問いであり、従って各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

II 調査結果の概要

II-1 一時預かり事業及び地域子育て支援事業

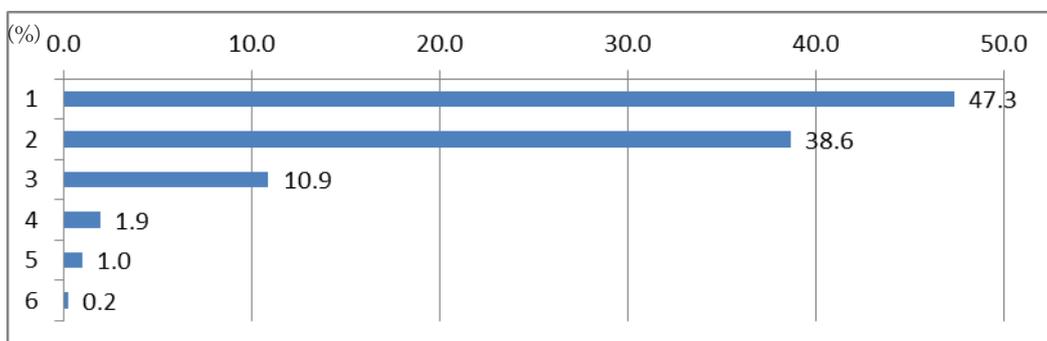
1 居住地区

n=398



2 お子さんの数

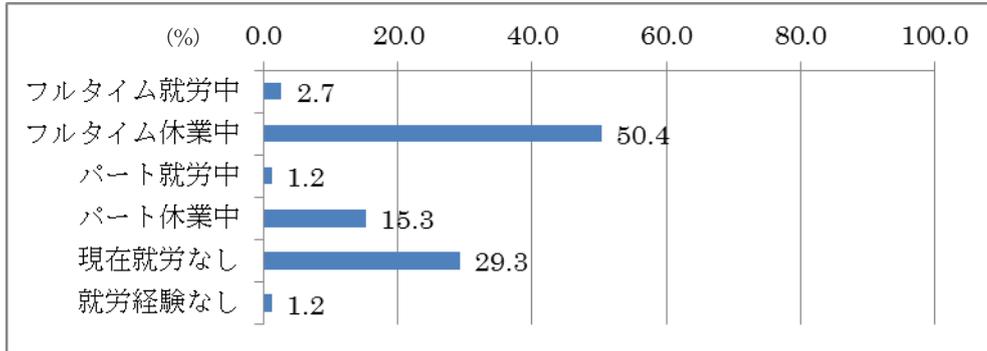
n=414



3 保護者の就労状況

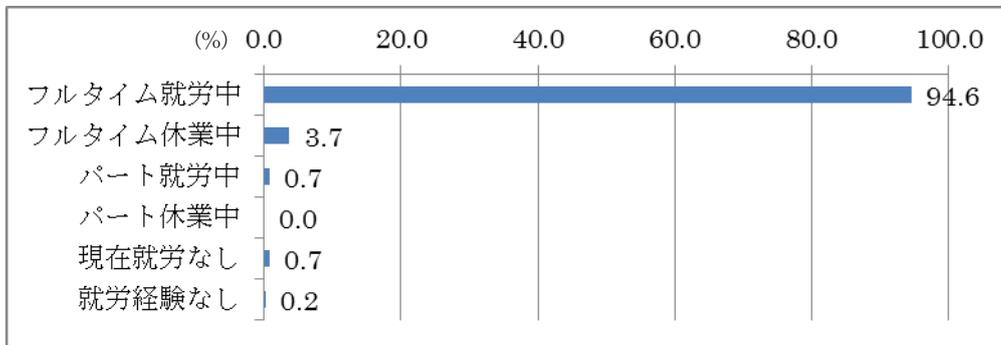
① 母親の就労状況

n = 414



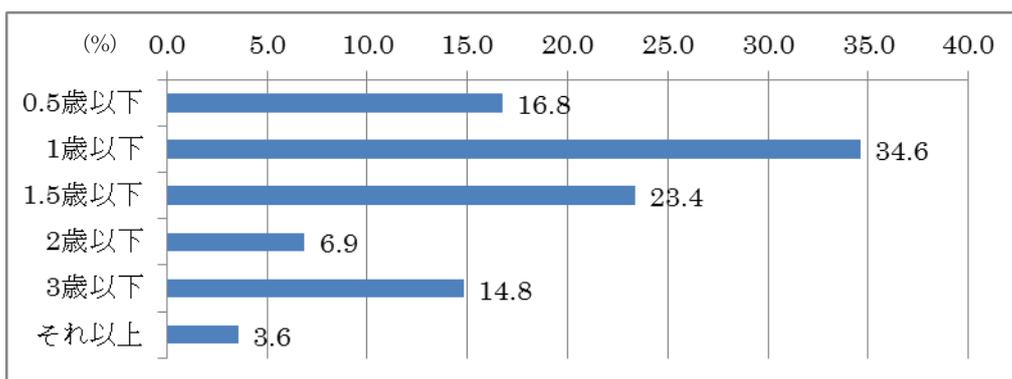
② 父親の就労状況

n = 405



4 いつまで在宅で育児をするか

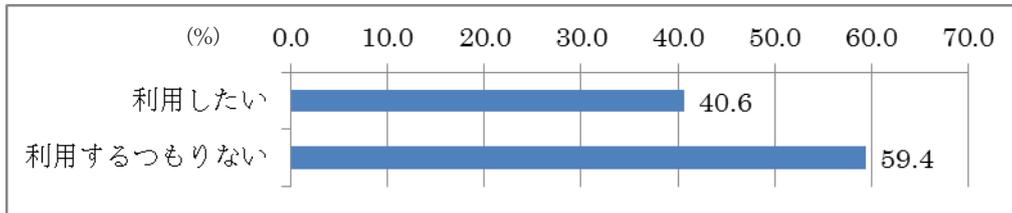
n = 364



5 一時預かり事業

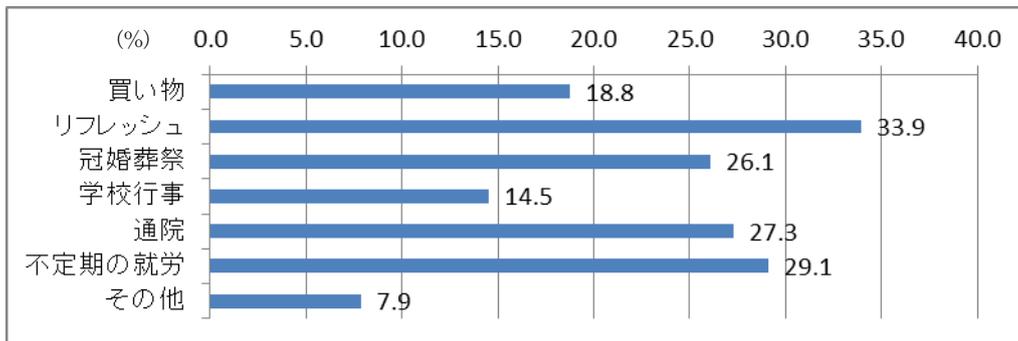
① 利用希望

n = 406



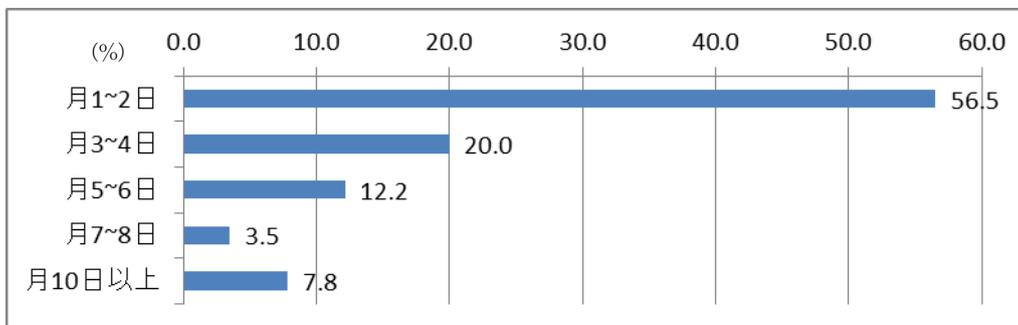
② 何の目的で利用したいか（複数回答あり）

n = 165



③ 月何回利用したいか

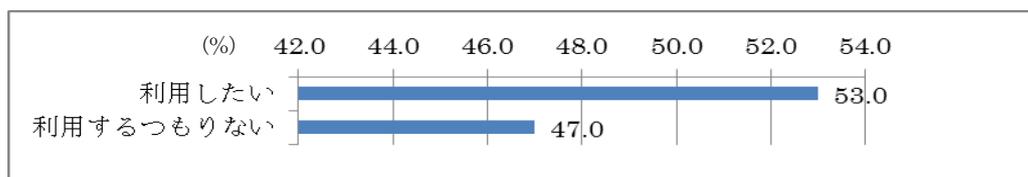
n = 115



6 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

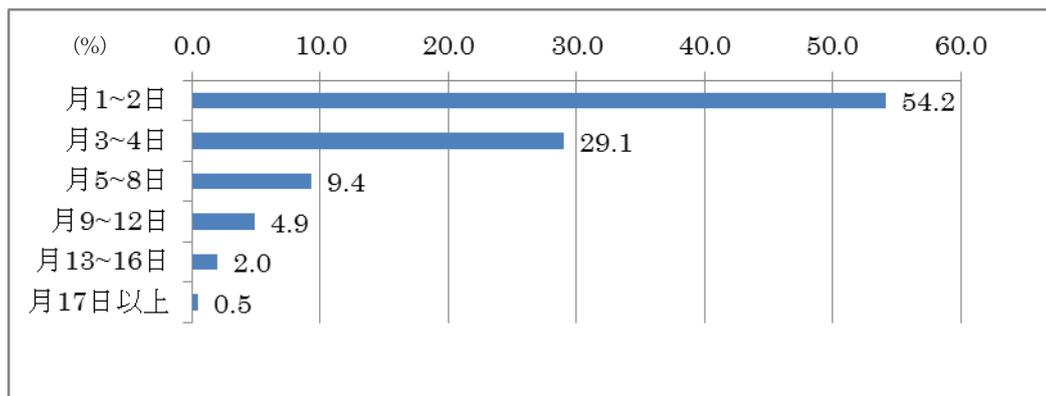
① 利用希望

n = 383



② 月何回利用したいか

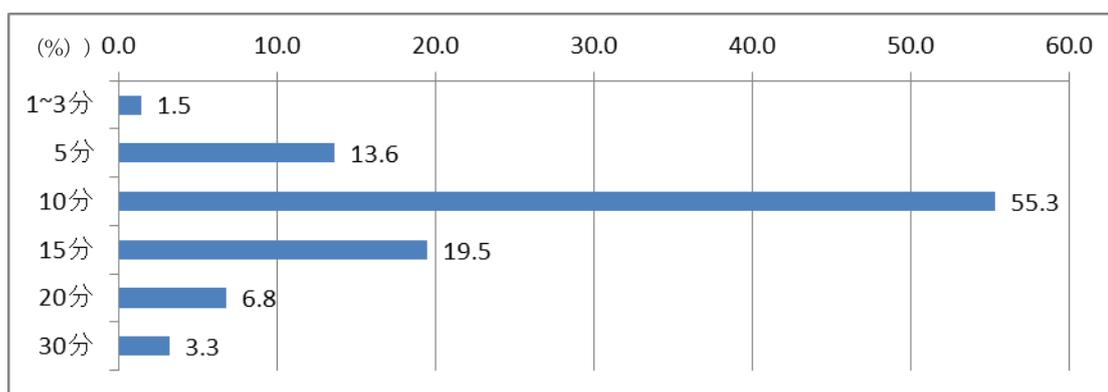
n = 203



7 どのくらいの距離であれば利用したいか（一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業）

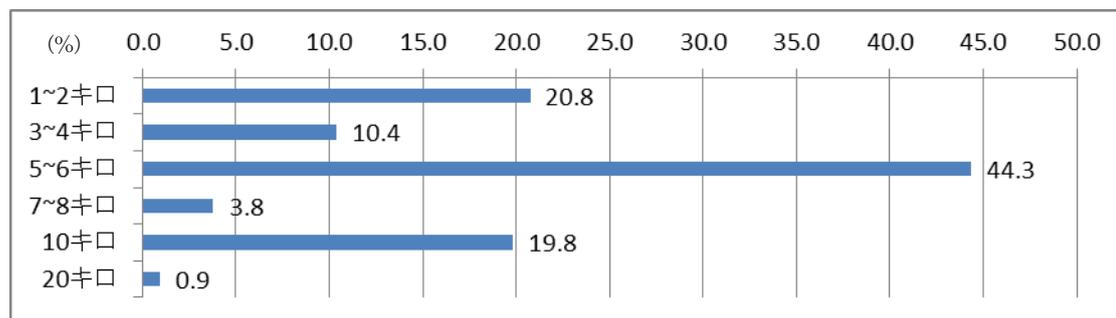
① 車での移動時間

n = 338



② 距離

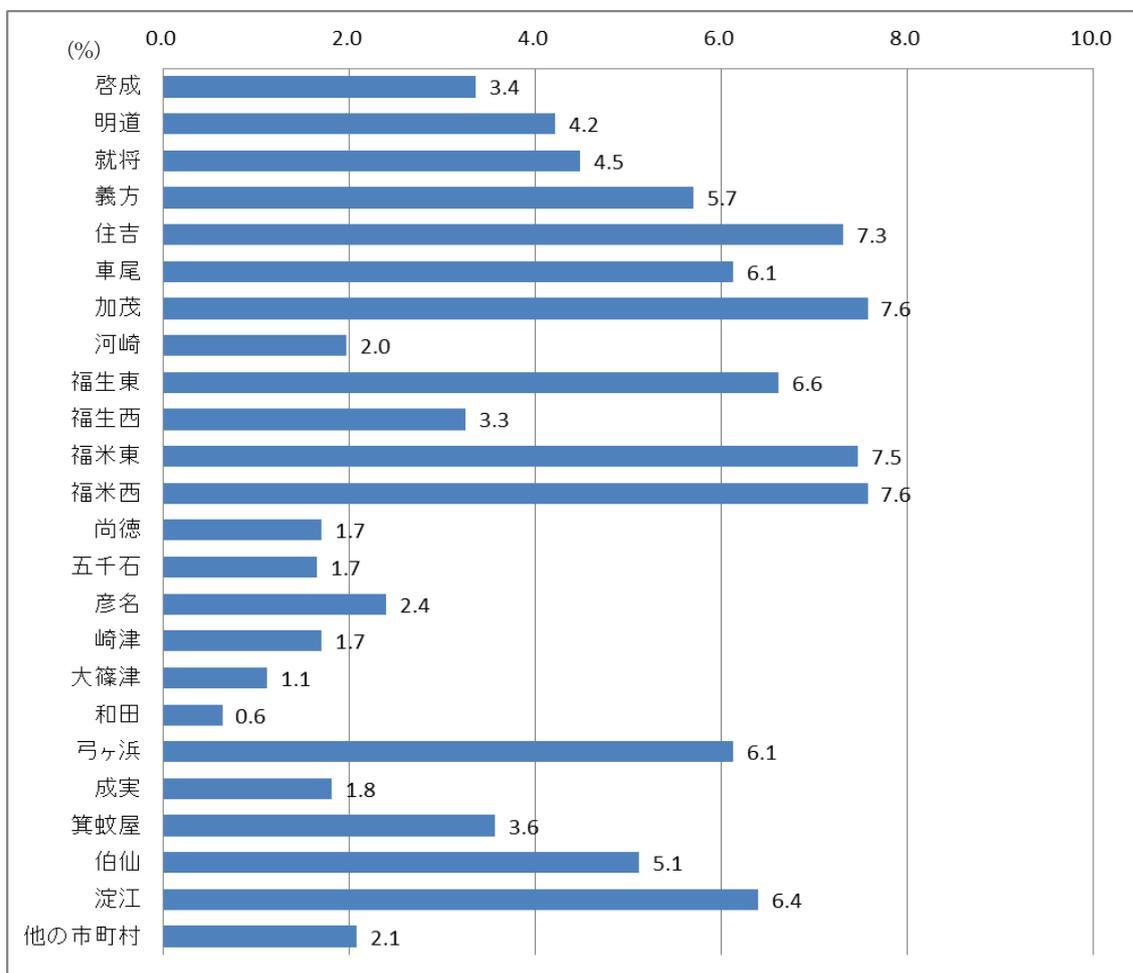
n = 106



Ⅱ－２ 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）

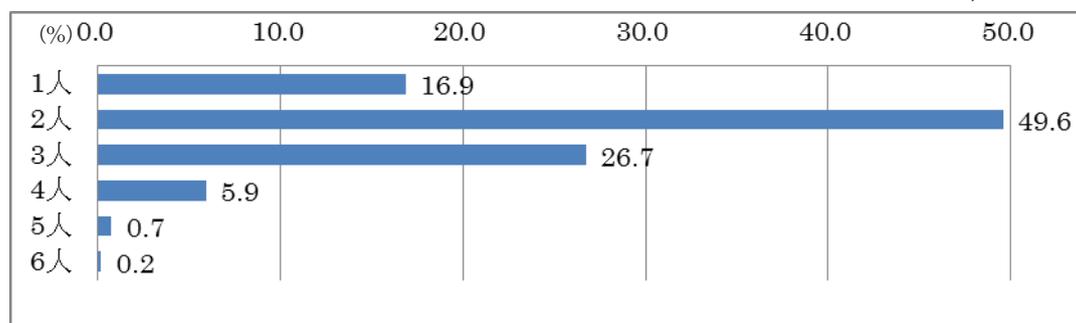
1 居住地区

n = 1,875



2 お子さんの数

n = 1,893

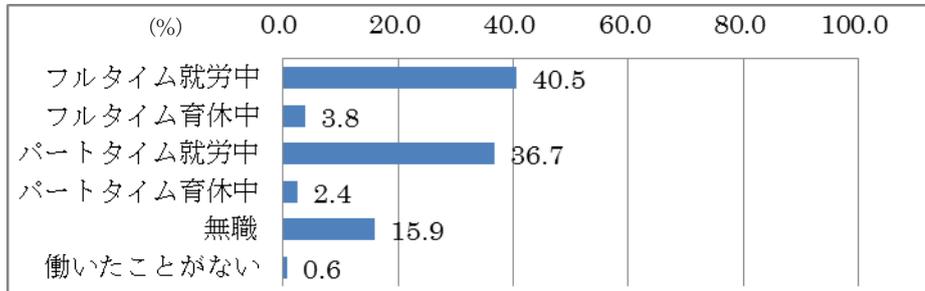


3 保護者の就労状況

① 母親の就労状況等

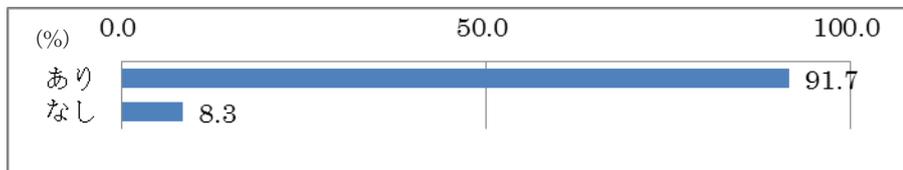
○母親の就労状況

n = 1,875



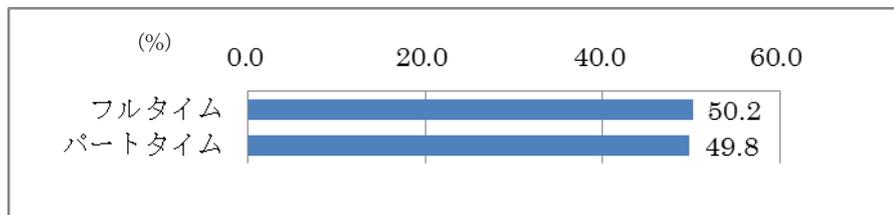
○母親の就労意向

n = 1,882



○母親の就労意向ありの場合の雇用形態の意向

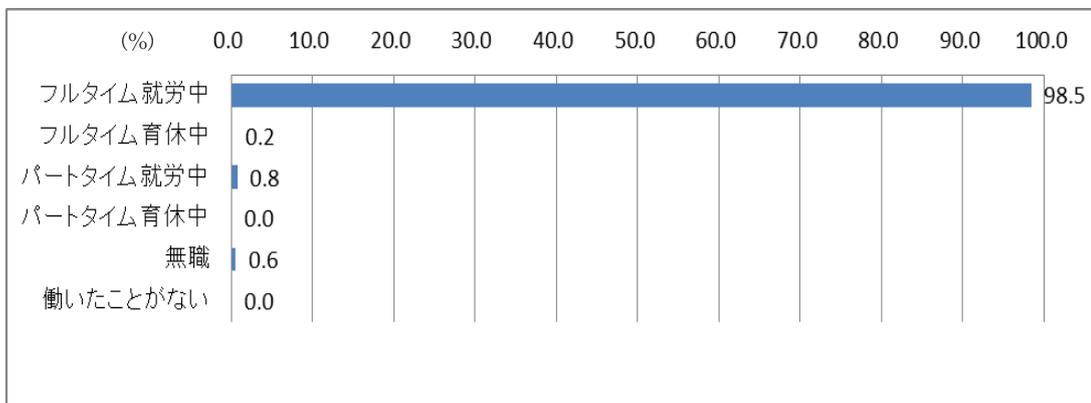
n = 1,696



② 父親の就労状況等

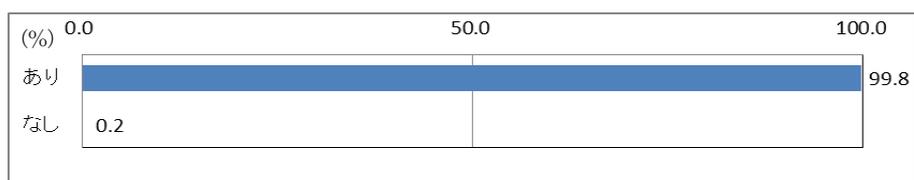
○父親の就労状況

n = 1,713



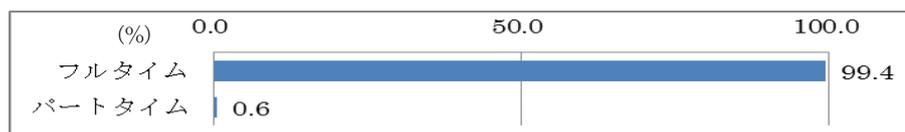
○父親の就労意向

n = 1,727



○父親の就労意向ありの場合の雇用形態の意向

n = 1,621

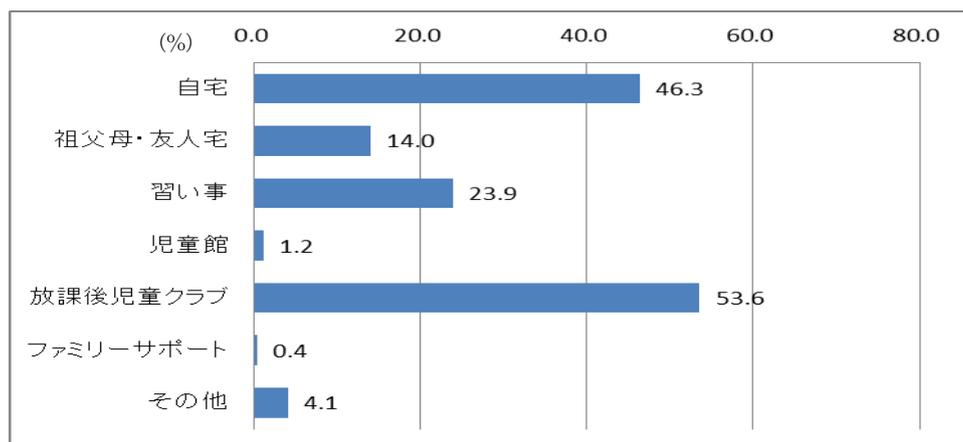


4 児童の小学校就学後の、放課後の過ごし方について

① 放課後どこで過ごさせたいか（複数回答あり）

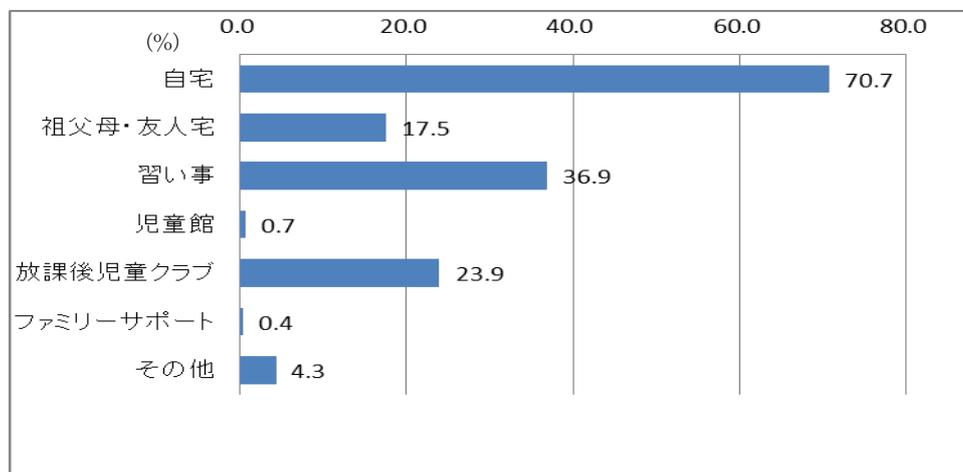
ア) 低学年

n = 1,918



イ) 高学年

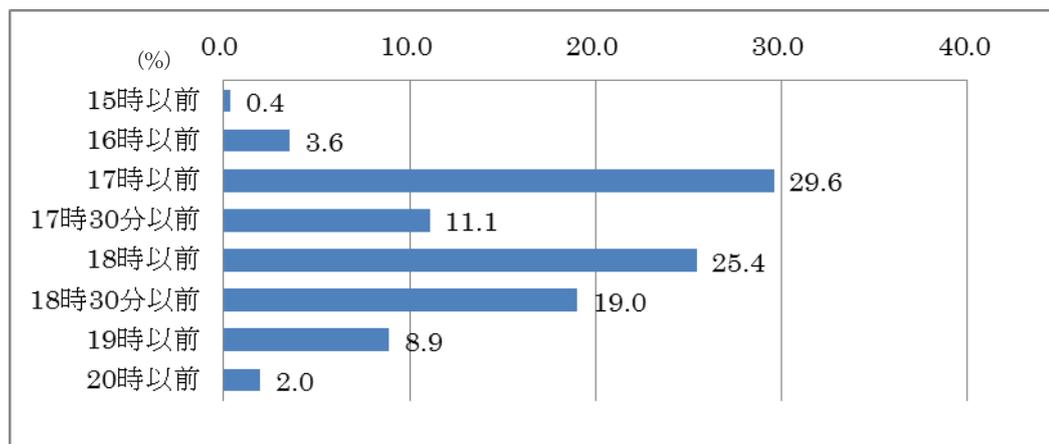
n = 1,918



② 放課後児童クラブを何時まで利用したいか

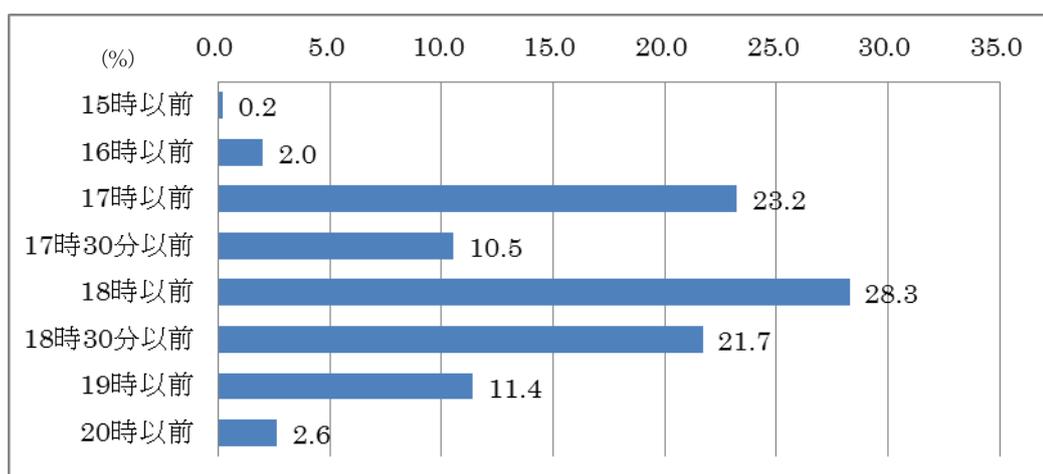
ア) 低学年

n = 1,010



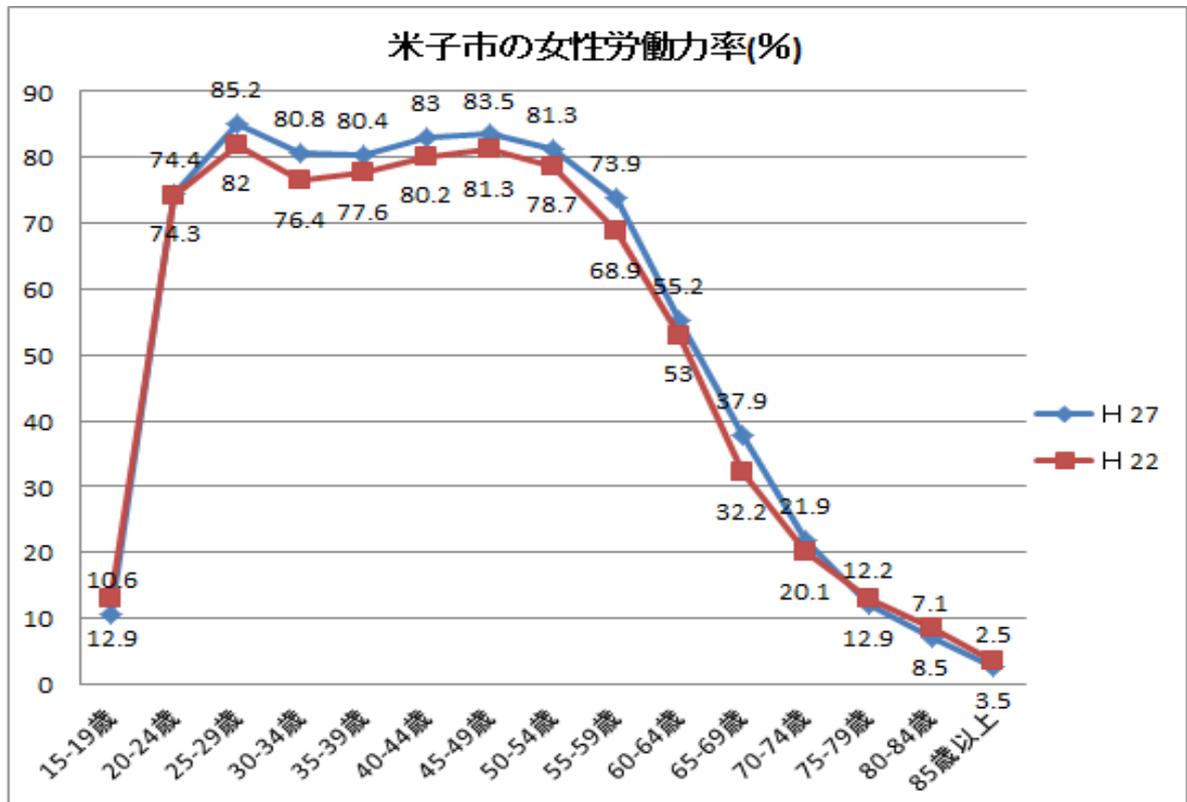
イ) 高学年

n = 456

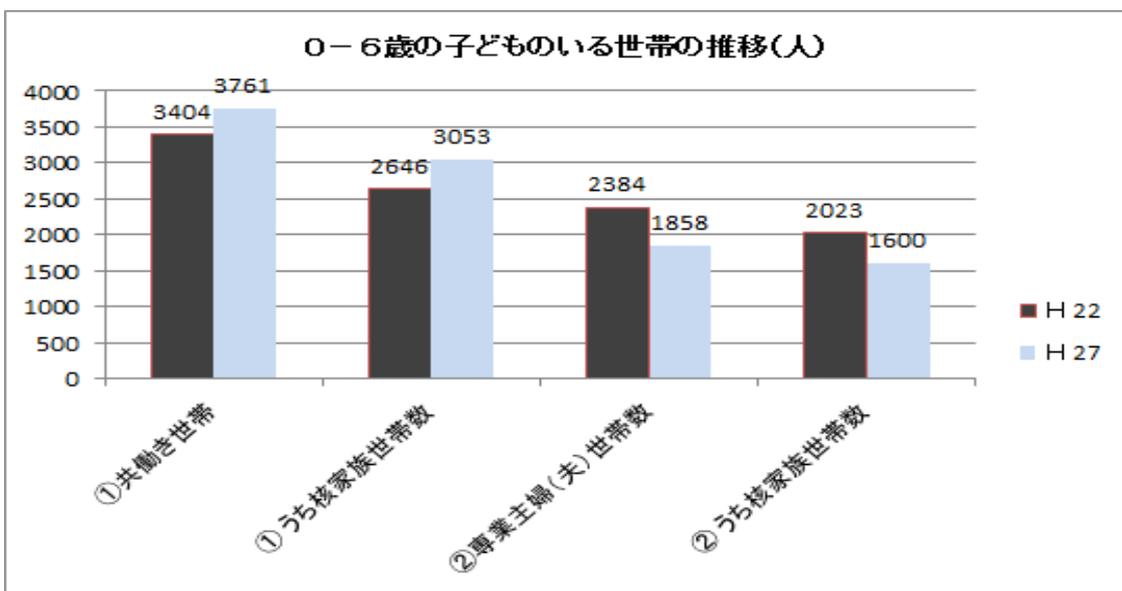


3 教育・保育の量の見込み算出のための参考データ

(1) 女性の労働力率（米子市：国勢調査）



(2) 0-6歳の子どものいる世帯の推移（米子市：国勢調査）



第2期米子市子ども・子育て支援事業計画

- 発行 令和2年3月
- 発行者 鳥取県米子市
- 問い合わせ先 米子市役所福祉保健部こども未来局子育て支援課
〒683-8686
鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
TEL (0859) 23-5178 FAX (0859) 23-5137